

国立極地研究所長候補者の選考に関する規程

〔平成21年3月16日〕
運 営 会 議 裁 定

最終改正 平成28年10月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構が設置する大学共同利用機関の長の選考等に関する規則第3条第2項に基づき、国立極地研究所長候補者（以下、「所長候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格及び条件)

第2条 所長候補者の資格及び条件は、国立極地研究所運営会議（以下、「運営会議」という。）が別に定める。

(所長資格相当者の提案)

第3条 運営会議委員は、運営会議議長に対して、所長候補者たる資格要件を有すると判断できる所長資格相当者2名以内を、別に定める書式により提案する。

(立会人の選出)

第4条 運営会議は、提案された所長資格相当者の名簿を作成するため、運営会議規則第2条第1項第1号の委員のうちから、立会人2名を選出する。

2 立会人は、所長資格相当者名簿を作成のうえ、運営会議に報告する。

(第1次所長候補者の確定)

第5条 運営会議は、提案された所長資格相当者が所長候補者の資格及び条件を満たしているか確認し、満たしているものを第1次所長候補者とする。

2 運営会議の議長及び副議長の両名が所長資格相当者に提案された場合、第1次所長候補者の確認及び第2次所長候補者への受諾に関する議長の職務は、所長資格相当者でない運営会議委員の互選による代行者が行う。

3 運営会議委員が所長資格相当者として提案された場合、当該委員に係る資格及び条件の確認には参加できない。

(第2次所長候補者の確定)

第6条 運営会議は、第1次所長候補者に対して選出状況を示し、所長候補者となることについて受諾した者を、第2次所長候補者とする。

2 運営会議の議長及び副議長の両名が第2次所長候補者となった場合の議長の職務は、第2次所長候補者でない運営会議委員の互選による代行者が行う。

3 第2次所長候補者は、経歴、業績及び所長候補者としての抱負（以下、「抱負等」という。）について、別に定める書式により、運営会議に提出しなければならない。

(所長候補者の辞退)

第7条 第2次所長候補者が所長候補者を辞退する場合は、別に定める書式により、運営会議に申し出なければならない。

(意見等の聴取)

第8条 運営会議は、国立極地研究所（以下、「研究所」という。）の教授、准教授、講師及び助教（以下、「教員」という。）並びに事務職員及び技術職員（但し任期の定めのない職員に限る。以下、「事務職員等」という。）に対し、第2次所長候補者の抱負等を提示したうえで意見等の聴取を行う。

(所長候補者の選考)

第9条 運営会議は、第2次所長候補者から提出された抱負等及び研究所の教員及び事務職員等からの意見等の聴取の結果を参考に、第2次所長候補者へのヒアリングを行う。

- 2 前項の結果を踏まえ、投票により所長候補者1名を選出する。
- 3 運営会議委員が第2次所長候補者である場合は、所長候補者の選考に参加できない。
- 4 第2次所長候補者である運営会議委員が運営会議委員総数の3分の1以上となった場合は、取り扱いを運営会議で決定する。

(推薦及び情報公開)

第10条 運営会議は、前条により選出した所長候補者を情報・システム研究機構に推薦するとともに当該者及びその抱負等について、速やかに研究所職員に公表しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、所長候補者の選考に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月16日から施行する。
- 2 国立極地研究所長候補者の選考に関する申し合わせ（平成17年7月8日運営会議申合せ）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月24日から施行する。

国立極地研究所長候補者の選考に関する細則

〔平成21年3月16日
運営会議裁定〕

最終改正 平成28年10月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立極地研究所長候補者の選考に関する規程（以下、「選考規程」という。）第11条に基づき、国立極地研究所長候補者（以下、「所長候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所長資格相当者の提案)

第2条 選考規程第3条の別に定める書式は別紙1のとおりとする。

(所長資格相当者名簿)

第3条 選考規程第4条の所長資格相当者名簿は別紙2のとおりとする。

(第1次所長候補者名簿)

第4条 運営会議は、選考規程第5条第1項に基づき第1次所長候補者を確定したときは、別紙3により第1次所長候補者名簿を作成する。

(第2次所長候補者の確定)

第5条 選考規程第6条第3項に定める書式は別紙4のとおりとする。

2 第2次所長候補者から提出された経歴、業績及び所長候補者としての抱負については、所長選考のための運営会議開催前に運営会議委員（第2次所長候補者である委員を除く。）に提示する。

(所長候補者の辞退)

第6条 選考規程第7条に定める書式は別紙5のとおりとする。

(意見等の聴取)

第7条 選考規程第8条に基づく教員及び事務職員等の意見等の聴取については、第2次所長候補者への質問事項等の聴取及び意向投票を行う。

(所長候補者の選考)

第8条 所長候補者の選考は、単記無記名の投票とする。

- 2 運営会議議長は、開票に当たって、運営会議委員のうちから立会者2名を指名する。
- 3 投票の結果、投票総数（白票を含む）の過半数を得た者を所長候補者とする。過半数得票者がいない場合、得票数の多い者から順次に数えて3名に至る順位までの者による再投票を行い、過半数の票を得たものを所長候補者とする。

再投票の結果過半数得票者がいない場合、得票数の多い者から順次に数えて2名に至る順位までの者による再々投票を行い、過半数の票を得たものを所長候補者とする。

再々投票の結果、過半数得票者がいない場合は、得票数の多い者から順次に数えて2名に至る順位までの者による4回目の投票を行い、過半数を必要条件とせず得票上位者1名を所長候補者とする。

4回目の投票において得票数が最も多い者が複数のときは、得票数が最も多い者について5回目の投票を行い、得票上位者1名を所長候補者とする。

5回目の投票において得票数が最も多い者が複数のときは、得票数が最も多い者について6回目の投票を行い、得票上位者1名を所長候補者とする。

6回目の投票においても所長候補者が定まらない場合は、くじで定める。

- 4 第2次所長候補者が一人の場合においては、信任投票を行うこととし、投票の結果、当該候補者が投票総数（白票を含む。）の過半数を得られなかった場合は、所長候補者の選考を選考規程第3条に定める所長資格相当者の提案から改めて行う。

(雑則)

第9条

この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月16日から施行する。
- 2 国立極地研究所長候補者の選考に関する運用細則（平成17年7月8日運営会議申合せ）は廃止する。

附 則

この細則は、平成26年10月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月24日から施行する。